

八尾市の産業廃棄物行政について

八尾市 経済環境部 産業廃棄物指導課

1 はじめに

八尾市は、大阪府中央部の東側、大阪平野の中心に位置し、東は信貴生駒山系を境に奈良県に、西は大阪市に接しております。

平成30年4月に市政70周年という節目の年において中核市へ移行し、これまでのまちづくりの取組みを基礎として、「中核市やお」としてあらたな一步を踏み出しました。

中核市移行に伴い、大阪府から約2千項目にもわたる事務を引き継ぐなかで質の高い市民サービスを提供できるよう取組んでおり、産業廃棄物に関する事務については、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、快適な生活環境づくりに資するため、排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導をはじめ、様々な取組みを実施しております。

2 産業廃棄物処理業者に対する取組み

市内に所在する産業廃棄物処理業者からの相談をはじめ、許可申請等の各種手続きを行うとともに、処理業者への立入調査等により、産業廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全に努めております。

本市では、よりよい住環境の創造を目指すため、庁内関係各課との協議をはじめ、関係機関の助言や他自治体の事例を参考にしながら、令和元年7月に産業廃棄物処理業の新規許可に係る「八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針」の改定を行いました。これにより新たに産業廃棄物処理業を許可申請するにあたっては、工業系の用途地域を中心としたことから、住工混在地域の解消及び生活環境の保全の一助になるものと考えております。

また、自動車リサイクル法に基づく引取業及びフロン

類回収業の登録、解体業及び破碎業の許可等の申請や届出に関する事務を行っております。

3 不法投棄防止に対する取組み

本市の東部には山麓地域が存在しますが、近年の建設廃棄物の処分費高騰に伴い、その山麓部にある道路沿道において不法投棄が頻発している状況にあります。このため、既存の監視カメラを確認するなどの行為者調査や、通常実施している監視パトロールを強化するとともに、不法投棄が発生した付近の重点的な夜間パトロールの実施など、不法投棄の再発防止の取組みを行っております。また、不法投棄現場において、投棄された内容物を調べて手掛かりとなる情報が無いか地元警察と共同で行為者調査を進めるとともに、日中の定期的な現地調査を本市職員が実施し、夜間はパトカーを使用した巡回を地元警察が行うなど、連携して不法投棄の未然防止対策を行っております。

さらに、夜間でも車両ナンバーが確認できる監視カメラの設置を進めており、これらのカメラを不法投棄を行うトラックが通行する可能性の高い道路に設置することで、不法投棄行為者の使用車両の特定につなげることができればと考えております。

4 高濃度PCB廃棄物等の適正処理に向けた取組み

高濃度PCB廃棄物等は、令和3年3月31日までに処理することが法令で定められています。処理期限が間近に迫っていることから、変圧器やコンデンサーはもちろん、蛍光灯や水銀灯等に使用されている安定器にPCBが含まれていないか確認依頼を行っていく必要があり、保有状況の把握のための調査票送付や立入検査等を行っております。

(1) 掘り起こし調査の実施

今年度は環境省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に則り、昭和53年より以前に建てられた建物を所有する方(約6000名)を対象にPCB使用安定器等の掘り起こし調査を委託により実施しています。調査票の作成に際して、既に掘り起こし調査を先行して実施した自治体の手法を参考にし、より回答率が高くなる工夫をしながら、調査票の質問事項の簡素化を行いました。また、事前に調査票の項目や調査要領等について複数の事業者から意見をいただき、事業者の目線で理解しやすい調査票の作成を心掛けました。調査票の発送については一度に行わず、送付時期を分け、段階的に送付することで、問い合わせの電話等が

(2) 様々な媒体を活用した広報

高濃度PCBの期限内処理に向けて、様々な媒体を活用した啓発を実施しています。例えば庁舎内の電光掲示板への表示やスーパーに近接している掲示板、駅舎に接続する通路の掲示板等へのポスター掲示、商工会議所の広報誌や市の広報紙の活用、事業者の集まる研修会で呼びかけを行うなど、少しでも多くの方々にPCBの処理期限が迫っていることを理解してもらえよう様々な媒体を活用しながら啓発活動を実施しており、自社の設備の高濃度PCBの有無について再確認をしていただきたいと考えています。これらの啓発を継続して行うことで、事業所内を再度見直してもらい、処理期限までの適正処理を目指しています。

PCB使用製品及びPCB廃棄物の 処理期限が迫っています

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

絶縁性、不燃性などの特性を持つ主に油状の化学物質です。電気機器の絶縁油等の幅広い用途に使用されてきましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど有害物質であることが判明したため、昭和47年以降は製造が禁止されています。PCB廃棄物等は定められた期限までに処理しなければなりません。

PCBが使用されている主な電気機器

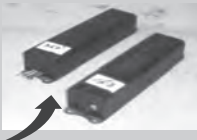
トランス（変圧器）



コンデンサー



蛍光灯安定器



- ・現在使用中の電気機器について、PCB含有の有無をご確認ください。
- ・キュービクル（受電設備）や倉庫などに交換後のPCB廃棄物等が残されていないかご確認ください。

処理期限について

PCB廃棄物等は定められた期限までに処理しなければなりません。

- 高濃度PCB廃棄物等の処理期限：令和3年（2021年）3月31日
- 低濃度PCB廃棄物等の処理期限：令和9年（2027年）3月31日

図1 商工会議所の広報誌同封チラシ



図2 事業者向け研修会での広報の様子

5 おわりに

中核市移行から一年余り経過し、関係機関の協力を得ながら、これまで不適正処理事案をはじめとする様々な課題に取り組んで参りました。今後も職員一丸となり、産業廃棄物の適正処理の推進に資するよう、日々努めてまいります。